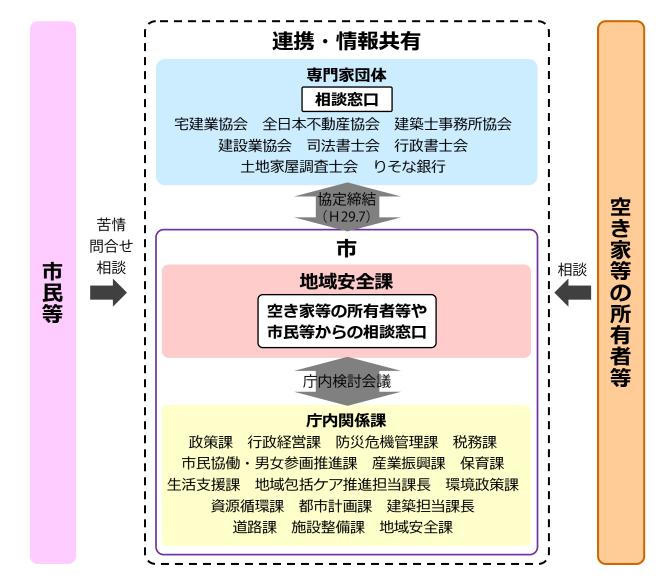


対策を推進するための連携体制

- ・平成29年7月、本市は地域に根ざした専門家団体と空き家等の所有者等が抱える課題 の解決に向けた「小平市における空き家等対策に関する協定」を締結しました。
- ・空き家等の所有者等の様々な不安や悩みに応じて、協定に基づき、本市(地域安全課) を通じて、専門家団体が設置する相談窓口を適宜紹介していきます。
- ・今後、空き家等の増加に伴って、市民等からの苦情や問合せ、相談等が増加することが 予想されることから、庁内関係課の連携により、情報及び問題を共有し、課題解決へ向 けて連絡調整を図ります。
- ・また、今後も、警察、消防その他の関係機関等との連携を継続していきます。



空き家等に関するご相談・お問合せ

小平市 総務部 地域安全課 電話番号 042-346-9614 (直通)

〒187-8701 東京都小平市小川町 2 丁目 1,333 番地

FAX 番号 042-346-9513 E-mail chiikianzen@city.kodaira.lg.jp

小平市空き家等対策計画【概要版】発行:平成31年3月





小平市 空き家等対策計画 を策定しました。



空き家等対策に関する現状・課題

本市の空き家率は、平成 25 年時点で 11.56%(住宅・土地統計調査)と多摩 26 市中 12 番目である 一方、平成 28 年度実態調査の結果から、老朽度・管理不全度が高い空き家等は少ない状況です。

今後の人口減少や高齢化等の進展による、将来的な空き家等に関する問題の増加に備え、空き家等の 適正管理、発生や管理不全の予防に重点を置いた対策の推進が必要です。

少子高齢化等の進展、住宅の老朽化

- ・今後、少子高齢化等の進展に伴う空き家等の増加に対し、空き家等の発生予防に関する所有者等へ の情報発信等が重要です。
- ・持ち家住宅を中心に、今後、築50年前後の老朽化した空き家の増加が懸念されます。

課題①

空き家等の発生を未然に防止 できるように、多様な発生要因 に対して適切な働きかけを行 うことが必要。

課題 ②

専門家団体や庁内関係課等の 連携のもと、所有者等による主 体的な適正管理を粘り強く求 めていく。

課題 ③

民間事業者を中心とした空き 家等の流通・利活用の推進に向 けた専門家団体等との連携に よる相談体制の充実。



■空き家等

・現に居住その他の使用がなされていない建築物等を広く含める「空き家等」をいいます。



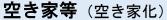
・1棟のうち一部住戸のみが空き室となっている 共同住宅は、本計画の対象外となります。







空き家等となる 可能性のある住宅





空き家等(管理不全な状態)



「予防」(発生抑制)

・市民等に対して情報提供、啓発 活動等を行い、周囲の生活環境 に影響を及ぼす空き家等の発生 抑制に繋げます。



「適正管理」

・空き家等の所有者等に対し て、空き家等の適正管理の必 要性や空き家等の所有者等 の責務を周知・啓発し、自主 的な適正管理を促します。



「利活用」

・空き家等について、所有者等に対して情報提 供、啓発活動を行い、民間 事業者を中心とした空き 家等の流通・利活用を推進 します。



主体別の役割

空き家等は、第一義的には所有者等の責 任で維持管理されるものですが、様々な 理由により適正に管理されていない空 き家等が、市民等の生活環境に影響を及 ぼしていることから、空き家等の問題を 地域社会の問題と捉え、空き家等の所有 者等、市民等、事業者、市が協力し、そ れぞれの役割のもとで空き家等対策に 取り組みます。

事業者は、空き家等の所有者等や市 に対し、専門的な視点から相続から 管理、活用に至るまで、空き家等の 抱える複合的な課題の解決への助 言や支援等が期待されます。

> 事業者は、法務、不動産、 建築、福祉、まちづくりN PO団体等その他の空き 家等の除却や活用等と関 連する事業を営む者です。

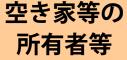


市民等は、管理不全な空き家等を発見 した時は、市への速やかな情報提供が 期待されます。

市民等は、市内に居住す る者又は市内に通勤、若 しくは通学する者です。

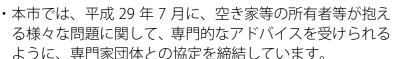
所有者等

空き家等の所有者、管理者、相続人は、 空き家等が放置されたままにならない ように適正な管理、活用、流通等に努め るとともに、相続等が発生した場合に は、必要な手続きを速やかに行うように 努めます。



市は、空き家等の 実態把握に努める とともに、空き家 等の適正な管理の 促進など、条例及 び法に基づく、空 き家等対策に取り 組みます。

専門家団体と連携した相談窓口



空き家等の売買や賃貸に関すること

(公社)東京都宅地建物取引業協会北多摩支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部

空き家等のリフォーム、改修工事に関すること

(一計)東京都建築士事務所協会北部支部 小平市建設業協会

空き家等の権利調査・相続・登記、財産管理、成年後見等 に関すること

東京司法書十会田無支部

空き家等の所有者等と相続人の調査確認、資産の有効活用 や手続きに関すること

東京都行政書士会

空き家等の敷地境界に関すること

東京土地家屋調査士会田無支部

住宅増改築融資、空き家等の有効活用に係る融資に関すること

りそな銀行小平支店

